

山形市告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定により認可地縁団体が所有する不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため、所有不動産の登記移転等に係る公告の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和7年3月18日

山形市長 佐藤 孝 弘



1 申請を行った認可地縁団体に関する事項

(1) 名称

志戸田町内会

(2) 区域

山形市大字志戸田3番地から山形市大字志戸田1825番地まで

(3) 主たる事務所

山形市大字志戸田992番地

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

ア 山形市大字志戸田字八幡分2023番

イ 山形市大字志戸田字西浦2024番

ウ 山形市大字志戸田字八幡分227番2

エ 山形市大字志戸田字多屋995番1

オ 山形市大字志戸田字アカハ1866番

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名 別紙名簿のとおり

住所 所在不明

3 異議を述べることができる者

(1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人

(2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

(3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間及び方法

(1) 期間

令和7年3月18日から同年6月18日まで

(2) 方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項の規定による申出書及び関係書類を山形市総務部広報課に提出すること。

別紙

番号	所在地	地目	面積	表題部所有者又は所有権 の登記名義人の氏名又は 名称	表題部所有者又は所有 権の登記名義人の 住所
1	山形市大字志戸田字八幡分2023番	畑	328㎡	遠藤甚兵衛	住所記載なし
2	山形市大字志戸田字西浦2024番	畑	121㎡	日下部丹治	
3	山形市大字志戸田字多屋995番1	畑	152㎡	渡邊萬助	
4	山形市大字志戸田字アカハ1866番	畑	51㎡	渡邊源四郎 栗原孫平	
5	山形市大字志戸田字八幡分227番2	畑	93㎡	遠藤甚兵衛 日下部丹治 渡邊萬助 渡邊源四郎 栗原孫平	住所記載なし

山形市告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定により認可地縁団体が所有する不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため、所有不動産の登記移転等に係る公告の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和7年3月18日

山形市長 佐藤 孝弘



1 申請を行った認可地縁団体に関する事項

(1) 名称

志戸田町内会

(2) 区域

山形市大字志戸田3番地から山形市大字志戸田1825番地まで

(3) 主たる事務所

山形市大字志戸田992番地

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

山形市大字志戸田字砂田854番

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名 別紙名簿のとおり

住所 所在不明

3 異議を述べることができる者

(1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人

(2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

(3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間及び方法

(1) 期間

令和7年3月18日から同年6月18日まで

(2) 方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項の規定による申出書及び関係書類を山形市総務部広報課に提出すること。

別紙

番号	所在地	地目	面積	表題部所有者又は所有権 の登記名義人の氏名又は 名称	表題部所有者又は所有権 の登記名義人の住所
1	山形市大字志戸田字砂田 8 5 4 番	境内地	389㎡	日下部定治 鈴木孫右エ門 鈴木宇吉 鈴木佐次兵エ 鈴木芳松 鈴木牛松 遠藤九左エ門 遠藤文作 鈴木傳五郎 鈴木太吉 鈴木祐吉 鈴木勘助 柴田宮治 鈴木留藏 鈴木春藏 遠藤勘十郎 日下部太作 日下部兵三郎 三浦喜惣治 日下部元治 日下部長助 武田禪智 熊谷圓治 日下部豊松 鈴木儀兵衛 有沢藤次郎 有沢藤藏 草壁春松 日下部市治 栗原弥次右エ門 渡邊又治 栗原祐太郎 鈴木彌右エ門 栗原太右エ門 栗原彌八 栗原寅治 栗原安左エ門 鈴木栄五郎 栗原藤四郎 柴田茂佐治 遠藤善七 鈴木栄藏 鈴木儀助 日下部丹治 鈴木金藏 鈴木長右エ門 鈴木間三郎 鈴木治右エ門 栗原円次郎 有沢勘藏 鈴木喜右エ門	住所記載なし

山形市告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定により認可地縁団体が所有する不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため、所有不動産の登記移転等に係る公告の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和7年3月18日

山形市長 佐藤 孝 弘



1 申請を行った認可地縁団体に関する事項

(1) 名称

志戸田町内会

(2) 区域

山形市大字志戸田3番地から山形市大字志戸田1825番地まで

(3) 主たる事務所

山形市大字志戸田992番地

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

山形市大字志戸田字砂田854番2

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名 別紙名簿のとおり

住所 所在不明

3 異議を述べることができる者

(1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人

(2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

(3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間及び方法

(1) 期間

令和7年3月18日から同年6月18日まで

(2) 方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項の規定による申出書及び関係書類を山形市総務部広報課に提出すること。

別紙

番号	所在地	地目	面積	表題部所有者又は所有権 の登記名義人の氏名又は 名称	表題部所有者又は所有権 の登記名義人の 住所
1	山形市大字志戸田字砂田 8 5 4 番 2	畑	70㎡	日下部定治 栗原寅治 栗原円次郎 有澤嘉藏 鈴木治右衛門 栗原安左衛門 栗原太右衛門 栗原弥八 栗原惣助 鈴木長右衛門 鈴木間三郎 鈴木孫右衛門 鈴木栄五郎 鈴木金藏 鈴木栄藏 日下部丹治 柴田茂佐治 栗原藤四郎 遠藤善七 鈴木儀助 栗原勇太郎 細谷又治 栗原弥次右衛門 有澤藤次郎 鈴木儀兵衛 日下部喜久松 日下部市治 草壁春松 有澤藤藏 熊谷喜兵衛 日下部長助 日下部嘉栄 三浦喜惣治 日下部太作 日下部挂三 柴田宮治 遠藤喜久治 鈴木弥右衛門 鈴木勘助 鈴木太吉 鈴木傳五郎 遠藤九左衛門 鈴木牛松 鈴木佐五兵衛 鈴木芳松 遠藤文作 鈴木市助 鈴木春藏 鈴木宇七 栗原弥作 鈴木峰松	住所記載なし

山形市告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定により認可地縁団体が所有する不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため、所有不動産の登記移転等に係る公告の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和7年3月18日

山形市長 佐藤 孝 弘



1 申請を行った認可地縁団体に関する事項

(1) 名称

志戸田町内会

(2) 区域

山形市大字志戸田3番地から山形市大字志戸田1825番地まで

(3) 主たる事務所

山形市大字志戸田992番地

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

ア 山形市大字志戸田字九人分1586番1

イ 山形市大字志戸田字九人分1586番2

ウ 山形市大字志戸田字九人分1586番3

エ 山形市大字志戸田字九人分1901番1

オ 山形市大字志戸田字九人分1901番2

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名 別紙名簿のとおり

住所 所在不明

3 異議を述べることができる者

(1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人

(2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

(3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間及び方法

(1) 期間

令和7年3月18日から同年6月18日まで

(2) 方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項の規定による申出書及び関係書類を山形市総務部広報課に提出すること。

別紙

番号	所在地	地目	面積	表題部所有者又は所有権 の登記名義人の氏名又は 名称	表題部所有者又は所 有権の登記名義人の 住所
1	山形市大字志戸田字九人分1586番1	畑	26㎡	渡邊源四郎	住所記載なし
2	山形市大字志戸田字九人分1586番2	畑	3.3㎡	熊谷小右エ門	
3	山形市大字志戸田字九人分1586番3	畑	16㎡	渡邊兵作	
4	山形市大字志戸田字九人分1901番1	畑	353㎡	武田仁三郎	
5	山形市大字志戸田字九人分1901番2	畑	26㎡	熊谷傳助	
				熊谷内蔵	
				熊谷小七	
				熊谷甚右エ門	
				熊谷佐吉	
				熊谷勇七	
				譽田慶圓	
				熊谷三右エ門	
				渡邊源作	
				武田傳右エ門	
				渡邊栄作	
				熊谷卯之助	
				熊谷藤蔵	
				熊谷與蔵	
				熊谷喜五郎	
				渡邊助作	
				渡邊亀吉	
				渡邊與助	
				渡邊源次郎	
				熊谷與兵衛	

山形市告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定により認可地縁団体が所有する不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため、所有不動産の登記移転等に係る公告の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和7年3月18日

山形市長 佐藤孝弘



1 申請を行った認可地縁団体に関する事項

(1) 名称

志戸田町内会

(2) 区域

山形市大字志戸田3番地から山形市大字志戸田1825番地まで

(3) 主たる事務所

山形市大字志戸田992番地

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

ア 山形市大字志戸田字横倉1868番

イ 山形市大字志戸田字アカハ1926番

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名 別紙名簿のとおり

住所 所在不明

3 異議を述べることができる者

(1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人

(2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

(3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間及び方法

(1) 期間

令和7年3月18日から同年6月18日まで

(2) 方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項の規定による申出書及び関係書類を山形市総務部広報課に提出すること。

別紙

番号	所在地	地目	面積	表題部所有者又は所有権 の登記名義人の氏名又は 名称	表題部所有者又は所有権 の登記名義人の 住所
1	山形市大字志戸田字横倉1868番	畑	211㎡	渡邊萬助	住所記載なし
2	山形市大字志戸田字アカハ1926番	原野	56㎡	細谷又兵衛	
				鈴木庄右エ門	
				渡邊善作	
				鈴木傳蔵	
				鈴木門三郎	
				渡邊仲蔵	
				渡邊右京	
				細谷金蔵	
				渡邊栄蔵	
				日下部伊之吉	
				渡邊圓治郎	
				鈴木市右エ門	
				鈴木福治郎	
				渡邊治左エ門	
				渡邊藤蔵	
				鈴木浅治	
				細谷佐太郎	
				細谷宇太郎	